

ティトマスのソーシャルポリシーにおけるスティグマと反福祉に関する考察

著者	松岡 是伸
抄録	本稿はイギリスのソーシャルポリシー研究者であるティトマス(Richard Morris Titmuss)に着目し、ソーシャルポリシーにおけるスティグマや反福祉をどのように据え、位置づけていたかに言及し、スティグマの付与や特徴、構造を明確にすることが目的である。その結果、ティトマスによるとスティグマは、文化的受け入れがたい攻撃的な言葉で用いられており、スティグマを負う人々は自身の経験から生活を再定式化していた。またスティグマによって再定式化された生活は人々の要保護性の創出につながっていた。そしてソーシャルポリシーにおけるスティグマを最小化するためには、反福祉的状况を改善していかなければならないことが明らかとなった。これらのことからソーシャルポリシーにおけるスティグマを把握するためには、社会全体の反福祉的状况を把握する必要があることが明らかとなった。
雑誌名	名寄市立大学社会福祉学科研究紀要
巻	2
ページ	19-30
発行年	2013-08-31
出版者	名寄市立大学保健福祉学部社会福祉学科
ISSN	21869669
書誌レコードID	AA12592911
論文ID (NAID)	120005369519
URL	http://id.nii.ac.jp/1088/00001050/



論文

ティトマスのソーシャルポリシーにおけるスティグマと反福祉に関する考察

**The structures and characteristics of the stigma and diswelfare
in the Richard Morris Titmuss**

松岡 是伸

名寄市立大学社会福祉学科

「研究紀要」第2号 抜刷

【2012年度】

ティトマスのソーシャルポリシーにおけるスティグマと反福祉に関する考察

The structures and characteristics of the stigma and diswelfare in the Richard Morris Titmuss

松岡 是伸

名寄市立大学保健福祉学部社会福祉学科 専任講師

【要約】 本稿はイギリスのソーシャルポリシー研究者であるティトマス (Richard Morris Titmuss) に着目し、ソーシャルポリシーにおけるスティグマや反福祉をどのように捉え、位置づけていたかに言及し、スティグマの付与や特徴、構造を明確することが目的である。その結果、ティトマスによるとスティグマは、文化的受け入れがたい攻撃的な言葉で用いられており、スティグマを負う人々は自身の経験から生活を再定式化していた。またスティグマによって再定式化された生活は人々の要保護性の創出につながっていた。そしてソーシャルポリシーにおけるスティグマを最少化するためには、反福祉的状况を改善していかなければならないことが明らかとなった。これらのことからソーシャルポリシーにおけるスティグマを把握するためには、社会全体の反福祉的状况を把握する必要性があることが明らかとなった。

Keywords ; スティグマ、ソーシャルポリシー、ティトマス

I. 諸言（研究の目的）

ティトマス（Richard Morris Titmuss）は、1973年4月6日、癌によって65歳で亡くなった。三浦文夫はティトマスの死を悼み「…彼の残した社会政策、社会福祉に関する研究の枠組み、分析の視点・方法や、それに彼が提起した社会保障・社会福祉に対する批判と、その克服の方向等は、今改めてその重要性が認識されてきている」（三浦 1977:92）と書いた。ティトマスはイギリス国内のみならず国外においても最も影響力のあったソーシャルポリシー研究者であった。ティトマスの活躍を経てソーシャルポリシー研究は、規範理論から具体的な福祉サービスの供給・受給レベルを視野に入れた政策論、さらにはアドミニストレーション論などを含む研究領域となった。

ティトマスのソーシャルポリシー論の特徴は第1に、国家が供給するサービスへの規範的な傾倒が見られ、普遍主義的なソーシャルポリシーの展開によってスティグマの最小化や社会統合が図られるとした点であった。第2に、ソーシャルポリシーを価値選択と捉え、イデオロギーの観点から考えていた点である。これによって福祉モデルとして「残余的福祉モデル」「産業的業績モデル」「制度的再分配モデル」を示し、「制度的再分配モデル」を擁護した。第3に、福祉の社会的分業を社会全体から捉え、「社会福祉」「財政福祉」「企業福祉」の概念区分をおこなった点である。これらは現代の福祉ミックス論にもつながる考えであった。この他にもソーシャルポリシーとエコノミックポリシーの明確な区分における社会市場と経済市場の対置、普遍主義的構造の枠内における積極的選別（positive discrimination）などを特徴としてあげることができる¹。

このような中でティトマスは、ソーシャルポリシーの社会的文脈性を重視していた。それはソーシャルポリシー実施のためには、特定の文化や社会に根ざしていかなければならないという考えであった。そのためスティグマや反福祉（diswelfare）を注視し、その概念の重要性を示したのであった。

スティグマとは社会学者であるゴッフマンによると「人の信頼をひどく失わせるような属性（であり）…本当に必要なのは明らかに、属性ではなく関係性を表現する言葉」であるという（Goffman 1963:3=2003:16）。反福祉とはティトマスが示した概念であり、失業、労働災害、公害などにより生み出される諸問題が人々に影響を及ぼしている状況のことである。この2つの概念は福祉サービスを受給する人々にとって重大な影響を及ぼす概念である。しかしながらこれまでティトマスのソーシャルポリシー研究全体においてあまり注目されてこなかったといえる。

そこで本稿ではティトマスがソーシャルポリシーにおけるスティグマや反福祉をどのように捉え、位置づけていたかに言及し、スティグマ、反福祉、ソーシャルポリシーを分析することでスティグマの付与、特徴、構造などを明確にしていくことが目的である。

本稿は以下のような構成となる。IIではティトマスのスティグマに関する見解を整理していく。IIIでは、ティトマスの反福祉に関する見解を整理し、IVではスティグマと反福祉的状況の観点からソーシャルポリシーを整理、検討する。Vでは、それまでの見解を受け、スティグマの特徴や構造について反福祉的状況も踏まえつつ考察をしていく。

II. ティトマスにおけるスティグマに関する見解

1. スティグマの意味と付与過程

ティトマスはスティグマをソーシャルポリシー研究の中に位置づけた第一人者である。そのティトマスがスティグマを中心に言及したのは「レッセフェールとスティグマ」(Titmuss R.(ed. Abel-Smith B and Titmuss K) (1974) Social Policy An Introduction George Allen & Unwin に収録) である²。

レッセフェールとは自由放任主義であり、重農主義的な経済政策を意味している。重農主義はそれまでの重商主義とは相違し、人々の自由に任せるというスタンスである。これはアダム・スミスらの考えに影響を及ぼした。ティトマスはレッセフェールにおけるソーシャルポリシーの供給に対して次のように指摘している。それは私的企業によるソーシャルポリシーの展開は「…『不良リスク』による社会的事故を排除するという原則によって運営され」という指摘である (Titmuss 1974:42=1981:44)。ここでは慢性疾患、障害者、高齢者、精神障害者、新規移住者などは排除されやすい。この排除によって私的企業には、2つの利益(便益)がもたらされる。第1には官僚機構の縮小化、第2に制度上におけるスティグマの問題の喪失である (Titmuss 1974:44=1981:44-45)。

ティトマスはレッセフェールによるソーシャルポリシーでは、スティグマが認識されないこと自体が問題であると指摘したのである。そしてそのスティグマ自体について

「…今日では一般的に、人の評判とか地位に絡めた汚名を指して用いられています。ですから、人にスティグマを与えるということは、例えば、臆病者、怠け者、人種差別者、おべっか使いの黒人[俗語でアングル・トム]、敗残者、三流の人間といったような、文化的に受け入れがたい言葉や攻撃的な言葉を使って、その人やその人の行動を表現すること…」(Titmuss 1974:43=1981:45)

と基本的な認識を持っていた。そのうえでスティグマ付与の制度的過程として第1に、スティグマは階級や疎外、民主主義などの概念と同様に、複雑で捉えにくい概念であること、第2に、スティグマはアイデンティティの破壊であり、長期的な依存状態によりスティグマを負う人々自身がその観点から自らの社会生活を再定式化することがあげられていた (Titmuss 1974:44-5=1981:46-8)。そしてゴッフマンらに見られるアメリカのシカゴ学派の一連のスティグマ研究を偏狭として、スティグマはラベリング理論で捉えられている以上に、間接的要因(例えば政府の役人が低級である、スティグマを込めて威圧的など)の影響を受け付与されるとした。

またティトマスはスティグマと公的福祉サービスに纏わる通説を議論している。その通説は「公的サービスは、スティグマを与える傾向がより大きい」というものである。この通説に対して「公的サービスは批判を受ける傾向がより大きい」ということが真実ではないと対論を示した (Titmuss 1974:46=1981:48-9)。その根拠として(1)アカウンタブルなサービスであること、(2)多くの情報が公表されていること、(3)私的市場よりも公的市場の方が多く研究されていること、(4)マスメディアにとって公的市場批判は儲かること、(5)世論にとって「官僚制」とは政府を意味し、公的な会社をイメージしないことを示した。

以上のようにティトマスは、スティグマを文化的に受け入れがたい言葉や攻撃的な言葉を使って、その人やその人の行動を表現することと捉えていた。レッセフェールのソーシャルポリシーの展開には批判的な立場をとっており、公的福祉サービスや普遍主義を擁護していた。

2. 福祉の社会的分業におけるスティグマ

1955年に「福祉の社会的分業」が発表され、その後のソーシャルポリシーとソーシャルアドミニストレーションにとって大きな潮流となった³。この論文では、ソーシャルポリシーを「社会福祉(social welfare)」、「財政福祉(fiscal welfare)」、「企業福祉(occupational welfare)」に体系的に区分した。これは福祉の社会的分業であり、公的なサービス供給ばかりではなく、税の控除や免除などの財政福祉、雇用主からの便益供与などの企業的福祉が福祉の増進に重要な役割を担っていることを明確にした。そして社会福祉は、この3システムにより概念化されなければならないとしたのである。これらのことからソーシャルポリシーとソーシャルアドミニストレーション研究が単なる会計や事務管理ではないことを明示化した。

このような中でティトマスは急速な産業社会の発展に対して、人々は自立する力を失い、周囲へ依存(要保護性)する自分や、傷つきやすい自分を発見するという。そしてあらゆる努力の果てに得たものが個人の失敗と挫折感であったという(Titmuss 1963: =1967:43)。さらにティトマスは、

「現代社会において、保護を必要とする状態の発生に対して、それに対処し、なんらかの補償をしようとする試みが、個々バラバラに、かなり差別的に進められてきた…、…社会サービスの三つの体系の発展に他ならないと、解すことができる。しかも現代の組織では、そうした社会的不平等の範囲は、ますます大きくなっていくであろうし、いっそう固定してしまうであろう…」(Titmuss 1963 =1967:43)

という。この根底には産業社会の急速な発展に対する批判を読み取ることができる。さらに人間の生活を理解するという難しさも垣間見せる。この文脈はティトマスのソーシャルポリシー論のスティグマを捉えるうえでも重要な点である。そこで次では、反福祉に言及していきたい。

III. ティトマスにおける反福祉について

1. 反福祉とは

反福祉(diswelfare)は、失業、労働災害、公害などにより生み出される諸問題が人々に影響を及ぼしている状況のことを意味する。ティトマスは反福祉的な状況を以下のように言っている。

「…個人や家族が自らの過失によらず、被害をこうむり、福祉を侵害されている状態に対して、

社会が責任を持つという場合、その原因となった要因について若干の基本的問題が起こっているからである。例えば、不本意な失業や身に着けていた技術が陳腐化したことによる犠牲者、労働災害、職業病及び交通災害の犠牲者、大気汚染、その他工業化のもたらす危険の犠牲者、病院での二重感染、医療上のミスおよび大部分の人には効力があるが、一部少数者にはかえって害のある新薬の副作用による犠牲者、人種的あるいは宗教的偏見の犠牲者、教育制度の中で誤って人に『失敗者』という烙印を押ししたり、その人々を排除したりすることでおきる犠牲者等がそれである。彼らはある意味では、このダイナミックで変動する社会において、他の人々が手に入れた進歩の代償の一部を、反福祉（マイナスの福祉）という形で、支払うことを余儀なくされている人々である」（Titmuss 1968:63=1971:73）

反福祉は、産業社会の進歩と成功の代償である。その代償は広く深い範囲にわたっていた。それは不本意な失業化や職業病、労働の陳腐化、公害、宗教的な偏見などであった。ティトマスはこのような代償としての犠牲を放置することはできないとした。そして反福祉的状况は産業社会では理解を示されず、家庭（家族）内においても諸問題を解決することは困難な状況にあった（Titmuss 1963=1967:96-111）。そもそも反福祉は財の生産と消費に含まれ、それを消費できない人々や第三者に損害、損失、犠牲を被る。そしてこれらは生活の質に影響を与え、人々のシティズンシップや誠実性、自己発展などの価値を損なうかもしれないというのである。ティトマスはこれらの例として都市荒廃、スラム・ゲットー、大気汚染ならびに河川汚濁、美的快適さの破壊、疾病、産業災害、プライバシーの侵害などをあげ、このような損失は世代を超えた将来の損失も生み出すかもしれないとした（Titmuss 1968:155-6 =1971:193-4）。

これらの反福祉的状况の根本的問題点は、その原因究明自体が困難な点である。次に、その原因究明が困難なため補償として犠牲者を認定したり、原因と思われる機関へ対して名指しと責任の追及が行われている点である（Titmuss 1968:156=1971:194-195）。そのうえで、これらの根源にあるのは社会における人々の信念であるという。その信念とは「貧乏人や病人は、貧乏人や病人たるに値する者であり、社会から排斥される者は排斥されるに値するものである」というものである（Titmuss 1968:156-7 =1971: 195）。

これらのことから反福祉的状况を放置してしまう状況は、社会の人々の誤った信念や心理的状况にあることを示したのである。そのため産業社会の代償としての反福祉的状况は、一部の犠牲者が負担をすることになってしまうのである。次では、反福祉的状况を社会的費用の点から詳しく言及していきたい。

2. 反福祉的状况と社会的費用

社会的費用とは個人的な経済的社会的活動の結果、第三者が被る直接的損失のことである。社会的費用は反福祉的状况によって生み出された損失や損害、犠牲といえることができる。急速な産業社会の進展は、多くの反福祉的状况を生んだ。そのためそれに要する社会的費用の把握は一層、困難な状況となった。

ティトマスは社会的費用を社会変動と社会的時間によって把握することを示した。社会的費用における社会変動は、人々の社会的時間に影響を与える。それらは人々に「災い」（disservices）や反福祉的状况をもたらし、それ故に人々の要保護性を創出するのである⁴。

そのためティトマスは、社会変動に係る「社会的費用は、それが降りかかった人々に負担させるべきではない」と主張する (Titmuss 1974:72=1981:84)。しかしながら社会的費用を公平に負担するには多くの困難が生じる。そこで負担が不平となった理由として大きく3点を整理している。第1に、「その原因を確定することが困難であった」こと、第2に、「ディスサービス」を被った人々に対して補償する配分が困難であった」こと、第3に、過去の「汚染や社会環境の悪化による貧困を予防する方法が知られていなかったこと」である (Titmuss 1974:61=1981:70-1)。そしてティトマスは、

「人間のニーズと要保護性の全領域に対する原因と影響の区別ならびに拡散性ということのもつ広範な意味合いは、ソーシャルポリシーにとって重要なものである。これまでの分析からひとつの結論を言えば、現代社会では保障の費用を貨幣に換算して原因となったものに課することがますます困難になってきているということである。私たちは原因となったものを確認することが困難となり、又その影響を測定しそれを個人の（経済的・社会的・心理的・世代的）ニーズに比例配分することも容易でなくなり、さらにまた報酬、補償ないし、救済を受けることが正当と考える個人や家族と、自己の権利要求にも説得力欠き、複雑な社会のなかでの事故の要求を明確な形で適切に表現することができない個人や家族とを区別する能力も不十分である」 (Titmuss 1974:74=1981:85-6)。

という。

このように反福祉的状况によって生じる社会的費用は、拡散傾向にあり、それを正確に捕捉することは困難である。ティトマスはそのような社会的費用の負担を一部の人々に押し付けるものではないとした。そしてこれらの負担を強いられる人々は社会の中で脆弱であったり、その負担自体ができない人々なのである。これらのことから反福祉的状况によって生じる社会的費用は、社会が公平に負担すべきであるという主張につながっていくのである。

IV. ソーシャルポリシーにおけるスティグマと反福祉的状况

1. ティトマスのソーシャルポリシー論とスティグマ

ここではスティグマや反福祉的状况の観点からソーシャルポリシーに言及することにより、スティグマの位置を明確にしていきたい。ティトマスは、社会的費用を一部の犠牲者や被害者が負担するものではなく、社会で公平に負担しなければならないと考えていた。そしてティトマスは、本質的・規範的な観点から国家による普遍的な公的サービス供給がスティグマの最小化と社会的統合を達成できるとしたのである。そこでティトマスのソーシャルポリシー論の特徴であるが、普遍主義的サービス構造内における積極的選別（優遇）（positive discrimination）が最も深刻なニーズを抱えている人々を救済するというものであった (Titmuss 1968:135 =1971:168-9)。

そのためスティグマの観点から普遍主義的サービスの積極的選別について言及している。ティトマスは積極的選別について以下のようにいっている。

「…ニード問題に関連する主要な領域では、どこでも、なんらかの普遍主義の構造が、選別的・積極的区別の不可欠な前提条件になっている。それは一般的な価値の体系とコミュニティ感情とを提供するし、さらにクライアントや患者や消費者のための、またあらゆる水準のスタッフの補充や訓練や配置のための社会的に認められた機関を提供するのである。またそれは福祉を負担として見るのではなくて、相互補完的なものとして、また変動の手段として見るのである。最後にそれはある種のカテゴリーに分類された人々やあるニードをもった階層の人々に対して、社会的優先地域とかその他の個人的ではない分類に基づいて、積極的区別されたサービスが権利として提供されるようにするのである」(Titmuss 1968:135 =1971:169)

これは福祉的ニーズに従えば、権利に基づいた普遍主義的なサービス構造が必要であることを示している。

ティトマスが普遍主義的サービスを必要とした主要な点は、あらゆる公的なサービス供給は、利用者にスティグマを与えてはならないとしたためである⁵。

翻すとスティグマは、福祉サービスを利用するとき生じているということになる。この観点からティトマスは、スティグマを払拭するためにも普遍主義的立場を擁護したのである。そこで積極的選別の要件を整理しておこう。第 1 に、権利として保障されスティグマなどを伴う抑制的なものではないこと、第 2 にニーズに応じてサービス供給するものであり、ミーンズテスト（資力調査）によるものではないものないこと、第 3 に普遍主義的サービスの枠内において機能するものであることなどであった⁶。

2. スティグマとミーンズ・テスト

このような普遍主義的サービスにおける積極的選別は、ティトマス自身の規範的動向の影響もあるが、福祉サービスを受ける人々のニーズによって生み出されたものと考えてよい。それを特に示しているのが、サービス受給レベルの人々に対する個人的過失と社会的過失に対する考え方である。個人的過失とは、極めて個人の責任において生まれる誤りや失敗である。社会的過失とは、社会的な責任において生じる誤りや失敗である。ティトマスは、福祉サービスの供給レベル（与える側）は、この個人的過失と社会的過失を区別するべきであろうか、または区別できるものなのであるかという問題を提起している。これらの区別を検討するためにニーズ適格性審査であるミーンズ・テストに着目したのである。ティトマスは、

「…あらゆるサービス…を差別的なミーンズ・テストに基づいて行うときに、私たちは個人的な挫折感と公的なお荷物であるという烙印のどちらをも助長しないようにしているのだといいきることができるだろうか。このような適格性審査の根本的なねらいは、人々を締め出すことであって、彼らを引き入れることにあるのではないのである。したがって、彼らは申請者とか嘆願者として扱われ、受益者とか消費者として扱われることはないのである」(Titmuss 1968:134 =1971:166-7)

という。歴史的にサービス受給に関わる適格性審査は、サービス受給に値するか、否かを

選別してきたといえる。そこでティトマスのミーンズ・テストに対する考えを内的目的性と外的目的性として整理した。以下では、内的目的性を概ね 3 点、外的目的性として 2 点をあげることができる。

まず、内的目的性は第 1 に、ミーンズ・テストは制度申請者を制度の枠外に排除する機能を有することである。第 2 に、第 1 の方法として屈辱感、罪悪感、失敗感を味あわせる仕方を採用していることである。第 3 に、ミーンズ・テストにおいてスティグマを付与する仕組みは、人々の社会権（シティズンシップ）を剥奪している状態であることである（Titmuss 1968:68 =1971:80）。

次に外的目的性は第 1 に、申請や制度濫用の抑制、第 2 に劣等感の誘発などである。概ね外的目的性はスティグマの関係であげたが、その他にも資源の割り当てのためや貧困者の教育援助などの目的が考えられる（Titmuss 1968: =1971:141-2）。

これらのことからミーンズ・テストに関する内的目的性と外的目的性を見ると、ミーンズ・テスト自体が内的目的性としてスティグマを生じさせる機能を有している。そして外的目的性がスティグマを強く帯びている場合、ミーンズ・テスト自体のスティグマが強まり同時に、それを有する法制度はスティグマを帯びた制度となる。実際に、学費の減免に係るミーンズ・テストにスティグマがあまり見られないのは外的目的性がスティグマを有する形になっておらず、反対に外的目的性によってスティグマを防止しているためである。これらのことからティトマスは個別的なミーンズ・テストの廃止と権利としてのサービスの重要性を示したのである（Titmuss 1968:122=1971:150-1）。

またティトマスは個別的なミーンズ・テストを廃止しなければならない理由として、反福祉的状况による損失や損害、犠牲などを捉えることが困難であるためとしている。反福祉的状况の把握が困難であるときに「個人的過失」と「社会的過失」を正確に区分、見分けることは可能であろうか。残念ながら区分することは困難であろう。そのような中で選別的サービスにおけるミーンズ・テストはマイナスの効果が非常に高い。そのためティトマスは、ミーンズ・テストは有益ではないと考えていたのである。

次に選別的サービス自体に若干、言及しておこう。貧困者に対する選別的サービスは差別的で質が悪いサービスとなりやすい傾向があると捉えていた。これは制度から収容施設まで幅広い文脈で検討されていた。この点についてティトマスは、

「過去における貧困者に対する質の悪い選別的諸サービスは、社会が『福祉』を残余として、つまり公共のお荷物としてみたことの結果であったのである。したがって、選別の制度と方法のそもそもの目的は、思いとどまらせることであった（それはまた、効果的配分方法でもあった）。そして、この目的にかなう最も効果的なやり方は、たとえ、給付が社会によってもたらされたマイナスのサービスに対する全面的な補償であろうと、あるいは、部分的な補償であろうと、被保護者（成人も子供も含む）のうち、個人的過失感、個人的挫折感を醸成することであったのである。」（Titmuss 1968:134=1971:167-8）

以上のようなことからスティグマの最大の要因は、適格性審査が制度から申請者を締め出すことを目的としていること、一方で選別的サービスにも見られたように申請を思いとどまらせることである。これは非常に重要な文脈であり、今日までスティグマが捉えられ

ないのは、この 2 つの側面を個別的・具体的な事象として別箇に捉えていたからである。これらのところから法制度から利用者（申請）を「締め出す」機能と「思いとどまらせる」機能を今後複眼的視点で捉えていかなければならない。そうでなければミーンズ・テストによるスティグマの最小化はできないであろう。

またこのような複眼的視点の欠落は、サービスを受給・申請する人々のスティグマや反福祉的状况自体に気づかない恐れを生み出す危険性を孕んでいるのである。

IV. ティトマスの観点からのスティグマの特徴と構造

ここでは、これまでの議論を整理・考察することでスティグマの捉え方、位置、付与過程、特徴、構造などを明確にしていきたい。

1. スティグマの特徴（意味、対象、付与過程）

ティトマスはスティグマを文化的に受け入れがたい言葉や攻撃的な言葉として捉えていた。スティグマを負う人々は、その観点から自分の社会生活を再定式化する。これによってそのような境遇にさらされる人々は、依存性と要保護性を強めていく。その過程では自立のためにあらゆる努力をしても満たされることがなく、自己の自尊心を遞減させていく。最終的に自立した社会生活が営めなくなったのは個人的過失であり、心理的な挫折と失敗感に苛まれるのである。そしてスティグマを負う人々は、自分自身の生活をスティグマ化されたものへと再定式化させていくのである。

しかしながらティトマスが指摘してきたように、スティグマを負う人々の社会生活を取り巻いているのは産業社会である。産業社会の進歩と成功は、代償として反福祉的状况をもたらした。この反福祉的状况は、社会的費用として正確に把握することが困難であった。そのため反福祉的状况によって生じる社会的費用は、その被害を被った人々が支払わねばならない状況であった。しかしながらそのような人々は産業社会において脆弱な立場にある。次に家族などのインフォーマルなネットワークによる救済には限界がある。そのためこのような境遇に陥る人々の要保護性は増し、新たな要保護性の創出にもつながっていたのである。

そのうえでこのような反福祉的状况によって生じる社会的費用を放置する根源は、「貧乏人は貧乏人に値する人々」などという社会の人々の信念にあった。そしてこのような社会の人々の信念こそがスティグマの根源であり、ティトマスも述べているように「文化的に受け入れがたい言葉」として付与されるのである。この点から反福祉的状况とスティグマには関連性が見られたのである。

2. スティグマ・反福祉・ソーシャルポリシーの関連性

ティトマスのソーシャルポリシー論のひとつの特徴としてスティグマを最少化するためには、普遍主義的サービス構造の枠内において積極的区別（選別的サービス）を導入することであった。この背景にはスティグマの問題がソーシャルポリシーでは、個別的なミーンズ・テストと残余的な選別サービスにあると考えたためであった。そのような中でティトマスは、個別的なミーンズ・テストを実施し続けることは有益ではないとしたのである。

残余的な選別的サービスは、福祉サービスの対象となる人々をお荷物として見做すことである。これによって反福祉的状况から生じている要保護性が、公共のお荷物と見做されることは果たして健全な社会なのであろうか。ティトマスはこのような観点から反福祉的状况によって生じる社会的費用は社会が公平に負担することや、残余的な選別的サービスや個別的なミーンズ・テストの廃止を示したのである。

このようにティトマスに着目したことで、スティグマにとって重要な示唆を得ることができた。まず、サービス受給者が申請・受給するとき、法制度を「締め出される」ことや申請・受給を「思いとどまる」という 2 つの状況が見られる場合、その法制度はスティグマ化されていると考えられる。同時に、その法制度取り巻く社会において反福祉的状况が強くみられるということである。

次に、反福祉的状况から生じる社会的費用は、費用を正確に把握し計上できない限り個別的なミーンズ・テストにおいてスティグマが付与され続ける点である。これは残余的で選別的なサービスにおいても同様のことがいえるのである。

最後に、スティグマを最少化するためには、反福祉的状况を改善してしなければならないことである。スティグマはソーシャルポリシーと同様に文化的・社会的影響からも付与される。そのためソーシャルポリシーにおける個別的なミーンズ・テストや残余的な選別サービスの弊害を是正することと、反福祉的状况それ自体の改善にも務めていかなければならない。そのためには社会の人々の規範・道徳性の変容が求められてくるであろう（この点は紙幅の都合上、本稿で触れることができなかつた。別稿に譲る）。

IV. 結論

本稿ではティトマスのスティグマや反福祉に着目し、ソーシャルポリシーとの関係で明確にしてきた。これまでの議論を整理すると大局的に見ても、以下の 3 点が明らかになったといえる。

第 1 に、スティグマは文化的に受け入れがたい攻撃的な言葉であり、それを負う人々はスティグマを負うという経験から生活を再定式化する。そしてそれは人々の要保護性の創出につながっていた。

第 2 に、反福祉的状况によって生じる社会的費用は、個人に帰され、その犠牲は一部の人が払っていた。これは反福祉的状况自体が正確に把握することが困難であることや個人的過失と社会的過失を区別できないことに対するティトマスの鋭い指摘があつた。そのためティトマスは、反福祉的状况から生じる社会的費用は、社会全体で公平に分担しなければならないとしたのである。

第 3 に、ソーシャルポリシーにおけるスティグマを最少化するためには、反福祉的状况を改善していかななくてはならないということである。ティトマスはその方法として普遍主義的サービスを展開することであり、その枠内において積極的差別政策を導入することを示したのである。これによって個別的なミーンズ・テストや残余的な選別的サービスの弊害を避けことができるとしたのである。

これらのことからソーシャルポリシーにおいてスティグマを最少化するためには、スティグマと反福祉的状况を的確に捉えていくことが重要である。そしてソーシャルポリシー

を取り巻く社会的、文化的文脈をよく理解することである。スティグマと反福祉的状况の把握や対策を疎かにするとき、ソーシャルポリシーを受給する人々はスティグマにまみれ、その法制度は文化的・社会的にも悪評の高いものとなるであろう。

註

- 1 これらの諸点に関しては多くの研究者が整理をしている。例えば、三浦文夫「リチャード・M・ティトマスーその人と業績」『季刊社会保障研究』第13巻第1号社会保障・人口問題研究所 (<http://www.ipss.go.jp/syoushika/bunken/sakuin/kikan/1301.htm>)、岡田藤太郎(1995)『社会福祉学一般理論の系譜』相川書房、阿部實(2003)『福祉政策の現代的潮流』第一法規、Reisman(1977) 'Richard Titmuss' Welfare and Society Heinmeman など。
- 2 ティトマスの死後、ケイ・ティトマスやエイベル＝スミスによって出版された。Titmuss R.(ed. Abel-Smith B and Titmuss K) (1974) Social Policy An Introduction George Allen & Unwin 又この文献の翻訳として監訳 三友雅夫(1981)『社会福祉政策』恒正社厚生閣と、同翻訳書の訳者でもあった坂田周一が新訳をホームページに掲載している。(<http://www.rikkyo.ne.jp/~ssakata/index.html>) なお、本稿のティトマスの引用に関しては、原典主義を貫きながら、三友(1981)や坂田の新訳などを参照した。ただし一部改訳している部分もある。
- 3 Titmuss R. (1967) The Social Division of Welfare : some Reflections on the Search for Equity , Essays on The Welfare State George Allen & Unwin (=訳 谷昌恒(1967)『福祉国家の理想と現実』東京大学出版会
- 4 この点は Titmuss R.(ed. Abel-Smith B and Titmuss K) (1974) 5 Social Costs and Social Change . Social Policy An Introduction George Allen & Unwin 60-74(=監訳 三友雅夫(1981)「第5章 社会的費用と社会変動」『社会福祉政策』恒正社厚生閣 69-88 . なお出典の場合は一部改訳している。
- 5 ティトマスはそのようなスティグマの付与はあつてはないという。その点を「…公的に提供されるサービスの利用には、劣等感とか、被恤救性とか、恥辱とか烙印などはあつてはならないものである。どんな人でも『公衆の負担』であったとか『公衆の負担』になっていたとかされることがあつてはならない…」Titmuss R.(1968) Commitment to Welfare George Allen & Unwin (=訳 三浦文夫(1971)『社会福祉と社会保障 ー新しい福祉を求めて』東京大学出版会 159
- 6 この点は一圓光弥(1997)「ティトマスと社会福祉」『海外社会保障情報』No.38 社会保障人口問題研究所 (<http://www.ipss.go.jp/syoushika/bunken/sakuin/kaigai/038.htm>)17-20 も参照した。

《参考文献》

- ・阿部實(2003)『福祉政策の現代的潮流』第一法規
- ・岡田藤太郎(1995)『社会福祉学一般理論の系譜』相川書房
- ・Fabian Society (1984) 100 YEARS OF FABIAN SOCIALISM 1884-1984 The Fabian Society
- ・三浦文夫「リチャード・M・ティトマスーその人と業績」『季刊社会保障研究』第13巻第1号社会保障・人口問題研究所 82-92 (<http://www.ipss.go.jp/syoushika/bunken/sakuin/kikan/1301.htm>)
- ・Pinker R (1993) 'Social Policy in the Post-Titmuss Era' (ed.)Page & Balbock (1993) Social Policy Review 5 Social Policy Association
- ・Reisman (1977) 'Richard Titmuss' Welfare and Society Heinmeman
- ・Spicker P. (1995) Social Policy themes and approaches Simon & Schuster (=訳 武川正吾・上村泰裕・森川美絵(2001)『社会福祉政策講義 福祉のテーマとアプローチ』有斐閣)
- ・Titmuss R. (1967) Essays on The Welfare State George Allen & Unwin (=訳 谷昌恒(1967)『福祉国家の理想と現実』東京大学出版会
- ・Titmuss R.(1968) Commitment to Welfare George Allen & Unwin (=訳 三浦文夫(1971)『社会福祉と社会保障 ー新しい福祉を求めて』東京大学出版会
- ・Titmuss R. (1970) The Gift Relationship –From Human Blood to Social Policy George Allen & Unwin
- ・Titmuss R.(ed. Abel-Smith B and Titmuss K) (1974) Social Policy An Introduction George Allen & Unwin (=監訳 三友雅夫(1981)『社会福祉政策』恒正社厚生閣
- ・Vic George and Page R. (ed) (1984) Modern Thinkers on Welfare Prentice Hall

※本研究の英訳は原点主義にのっとり、翻訳本がある場合でもできる限り原点文献を参照している。また筆者により意識、改訳、一部修正、加筆等をしていることをこの場を借りて付言させていただく。

※現代において不適切な言葉の使用等は本来慎まなければならないが、当時のままで記載することで今後の社会発展に資するという観点から適切な配慮をしたうえで当時のままで掲載していることをお許しいただきたい。